

東海第二発電所安全対策首長会議規約

(目的)

第1条 東海第二発電所周辺地域における住民の安全を確保するため、これまでの県央地域首長懇話会及び原子力所在地域首長懇談会の取組を踏まえ、構成市町村が、相互の連携、協力のもと、より一層の東海第二発電所の安全対策に取り組むことを目的とし、東海第二発電所安全対策首長会議（以下「首長会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 首長会議は、水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町及び東海村の各首長をもって構成する。

(所掌事項)

第3条 首長会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 東海第二発電所の安全対策に関すること。
- (2) 広域避難体制、防護措置体制に関すること。
- (3) 構成市町村の安全対策強化に関すること。

(座長)

第4条 首長会議に座長を置く。

2 座長は、首長会議を代表し、会務を総理する。

(幹事)

第5条 首長会議を円滑に進めるため、首長会議に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、座長を補佐するものとし、座長が指名する。
- 3 座長は、必要と認めるときは、幹事会を開くことができる。

(会議)

第6条 首長会議は、必要に応じて座長が招集し、随時開催する。

(検討会議)

第7条 首長会議の協議事項の詳細な検討、整理を行うため、構成市町村の担当課長等による東海第二発電所安全対策検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

2 検討会議の運営については、第4条及び前条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、首長会議について必要な事項は、協議の上、別途定める。

付 則

この規約は、平成26年12月3日から施行する。